復興庁会計担当参事官
総務省大臣官房会計課長
法務省大臣官房会計課長
外務省大臣官房会計課長
財務省大臣官房会計課長
文部科学省大臣官房会計課長
厚生労働省大臣官房会計課長
農林水産省大臣官房参事官（経理）
経済産業省大臣官房会計課長
国土交通省大臣官房会計課長
環境省大臣官房会計課長
防衛省大臣官房会計課長

◎調達機関番号　001、002、003、004、005、006、007、008、009、010、011、012、013、014、015、016、017、018、019、020、021、022、023、024、025、026、027、028

◎所在地番号　13

1　資格の種類及び調達する物品等の種類

競争参加資格を得ようとする者の資格の種類及び調達する物品等は、次のとおりとする。

⑴　物品の製造　①衣服・その他繊維製品類　②ゴム・皮革・プラスチック製品類　③窯業・土石製品類　④非鉄金属・金属製品類　⑤フォーム印刷　⑥その他印刷類　⑦図書類　⑧電子出版物類　⑨紙・紙加工品類　⑩車両類　⑪その他輸送・搬送機械器具類　⑫船舶類　⑬燃料類　⑭家具・什器類　⑮一般・産業用機器類　⑯電気・通信用機器類　⑰電子計算機類　⑱精密機器類　⑲医療用機器類　⑳事務用機器類　㉑その他機器類　㉒医薬品・医療用品類　㉓事務用品類　㉔土木・建設・建築材料　㉕警察用装備品類　㉖防衛用装備品類　㉗その他

⑵　物品の販売　①衣服・その他繊維製品類　②ゴム・皮革・プラスチック製品類　③窯業・土石製品類　④非鉄金属・金属製品類　⑤フォーム印刷　⑥その他印刷類　⑦図書類　⑧電子出版物類　⑨紙・紙加工品類　⑩車両類　⑪その他輸送・搬送機械器具類　⑫船舶類　⑬燃料類　⑭家具・什器類　⑮一般・産業用機器類　⑯電気・通信用機器類　⑰電子計算機類　⑱精密機器類　⑲医療用機器類　⑳事務用機器類　㉑その他機器類　㉒医薬品・医療用品類　㉓事務用品類　㉔土木・建設・建築材料　㉕警察用装備品類　㉖防衛用装備品類　㉗その他

⑶　役務の提供等　①広告・宣伝　②写真・製図　③調査・研究　④情報処理　⑤翻訳・通訳・速記　⑥ソフトウェア開発　⑦会場等の借り上げ　⑧賃貸借　⑨建物管理等各種保守管理　⑩運送　⑪車両整備　⑫船舶整備　⑬電子出版　⑭防衛用装備品類の整備　⑮その他

⑷　物品の買受け　①立木竹（ただし、国有林野事業で行う林産物の買受けを除く。）　②その他

2　資格審査の受付期間

令和07・08・09年度全省庁統一資格の資格審査の受付は、令和10年３月10日まで随時申請により行う。

なお、「資格審査結果通知書」の有効開始年月日は、資格を付与したときから有効となるため、希望する調達案件の入札に間に合わないことがあるので、余裕を持って申請すること。

3　競争参加資格の申請

⑴　インターネットの場合

ア　申請の方法　別記３に掲げるウェブサイトにアクセスし、必要事項を入力の上、次の添付書類を送信すること。送信先の受付機関での受付完了後、申請内容確認のメールが、登録したメールアドレスあてに送信される。

なお、添付書類は、申請内容確認のメールに記載された受付機関あて郵送（書留郵便）等することもできる。

㋐　登記事項証明書の写し（法人の場合）

㋑　財務諸表（法人の場合）又は営業用純資本額に関する書類及び収支計算書（個人の場合）

㋒　次の各税についての所得金額及び未納税額のないことを証明する納税証明書の写し（電子納税証明書を含む。）（個人の場合はその２及びその３の２、法人の場合はその２及びその３の３とする。）

A　消費税及び地方消費税（法人及び個人）

B　法人税（法人の場合）

C　所得税（個人の場合）

⑵　持参又は郵送等の場合

ア　申請書の入手方法　「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（物品製造等）」（以下「申請書」という。）は、別記３に掲げるウェブサイトにアクセスし、申請書を出力する。また、競争参加資格を得ようとする者は、別表に掲げる申請場所において、無料で申請書を入手することもできる。

なお、上記の方法以外で入手した申請書での申請は不可とする。

イ　申請書の提出方法　申請書に本公示３⑴に掲げる書類を添え、別表に掲げる申請場所のいずれか１か所に提出すること。

持参の場合の受付時間は、土日休日を除く10時から16時（執務時間内に限る。）とする。郵送（書留郵便）等も可。

⑶　申請書等の作成に用いる言語

ア　申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類のうち外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ　添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

4　競争参加者の資格及びその審査

⑴　競争に参加できる者の資格審査は、別記４の項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その合計点をもって行う。

⑵　競争に参加できる者の資格は、前記⑴の合計点により別記５の区分に基づいて格付けする。

5　資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知（申請書に記載された住所で代表者あてに郵送等）する。

6　資格の有効期間

資格を付与されたときから令和10年３月31日までとする。

7　資格を発行しない場合及び取り消す場合

予算決算及び会計令第70条第３号に該当する場合は、資格を発行しない。また、資格を取得した者が有効期間の途中で同条同号に該当することになった場合及び該当することが判明した際は、資格を取り消すものとする。

8　競争参加資格を有する者の名簿の公開及び資格審査に関する照会先

別表に掲げる申請場所

競争参加資格を有する者の名簿（業者コード、法人番号、本社住所、商号又は名称、代表者、電話番号・ＦＡＸ番号、営業品目、等級・企業規模等）は、別記３に掲げるウェブサイトにおいて閲覧・ダウンロードすることができる。

また、申請者の同意がある場合、地方公共団体に対し、入札参加資格審査のために申請情報及び添付資料を提供することがある。

9　その他

⑴　申請内容の変更　有資格者は、次の事項に変更があった場合は、速やかに別記３に掲げるウェブサイトにアクセスし、必要事項を入力の上で次の添付書類を送信するか、又は「競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）」（以下「変更届」という。）に次の添付書類を添え、持参又は郵送等を行うこと。

なお、変更届の入手方法及び提出方法については、本公示３［競争参加資格の申請］に示すものと同様とする。

ア　「住所」、「商号又は名称」又は「代表者氏名」の場合

㋐　資格審査結果通知書

㋑　登記事項証明書（法人の場合）又は変更項目を確認できる書類（個人の場合）

イ　「競争参加を希望する地域」、「営業所」の場合

㋐　資格審査結果通知書

ウ　「希望する資格の種類」又は「調達する物品等（営業品目）」の場合

㋐　資格審査結果通知書

㋑　登記事項証明書（法人の場合）

エ　「希望する資格の種類」に「物品の製造」を追加する場合

㋐　資格審査結果通知書

㋑　登記事項証明書（法人の場合）

㋒　直近の財務諸表

オ　その他の事項の場合　本公示３の申請を改めて行うこと。

⑵　会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者の手続　有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当